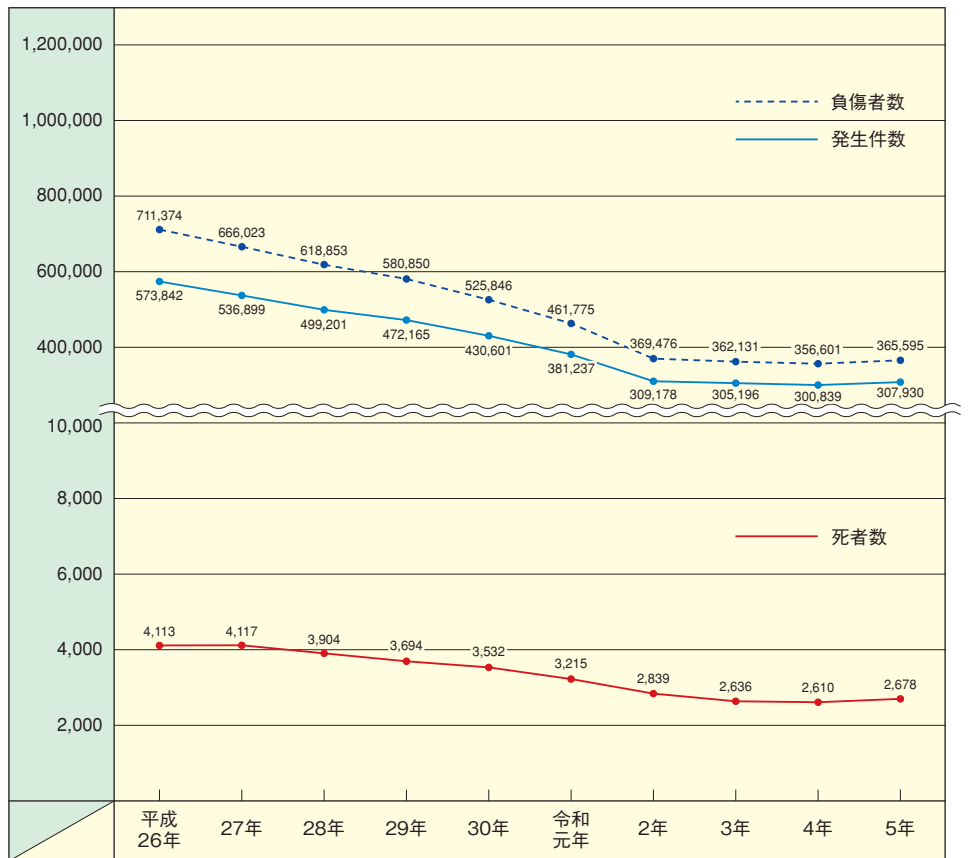


特徴的な事故実態

車は便利で快適な乗り物ですが、その反面、使いかたを誤ると悲惨な交通事故を起こす恐ろしい凶器にもなります。交通事故は大きな社会問題であり、毎年多くの人々が交通事故で死傷しています。

令和5年中の死者数は、2,678人（前年比+68人）で、近年減少傾向でしたが、8年ぶりの増加となりました。

また、交通事故発生件数（307,930件）、負傷者数（365,595人）も、過去最悪であった平成16年から18年連続で減少していましたが、令和5年は増加に転じました。

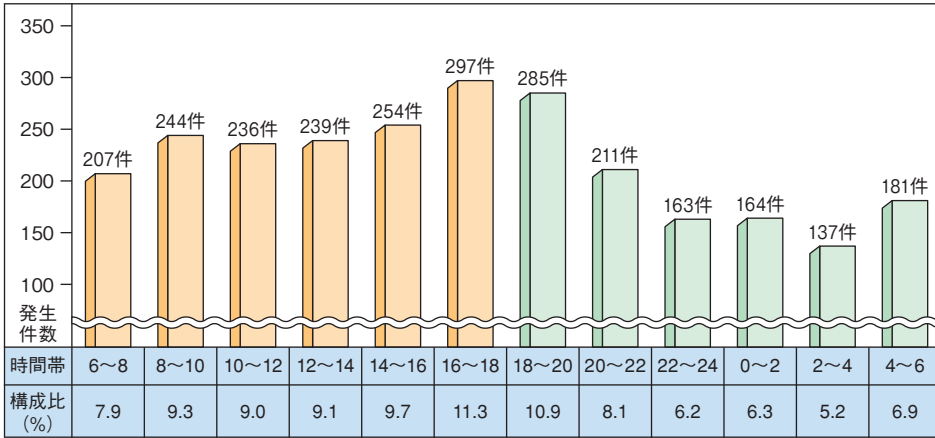


1 交通事故の特徴

(1) 発生時間帯

死亡事故は16時から20時の時間帯に多く発生しています。この時間帯に多発しているのは、昼間に比べて運転に必要な情報がとりにくく、認知判断が遅れること、交通量が少なくなって速度を出しやすく、また、注意力が散漫になることなどが原因としてあげられます。

死亡事故の時間帯別発生状況 (件数) (令和5年)



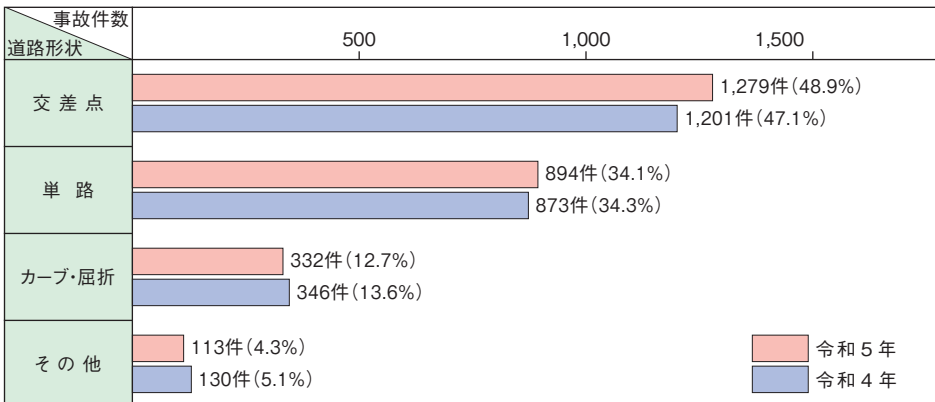
(2) 発生場所

死亡事故は交差点とその付近で最も多く発生しています。交差点は上り下りの交通だけでなく、左右の交通も加わり、また、車両や歩行者が交わりあい、他の交通とかわりあいながら通行する場所だからです。

これについて単路の事故が多くなっています。単路は速度を出しやすいこと、無謀運転をしがちなことなどが関係しています。

つぎにカーブ・屈折地点が続きます。速度の出しすぎやハンドル操作のミスなど、安全を無視した運転が原因となっています。

死亡事故の道路形状別発生状況 (件数)

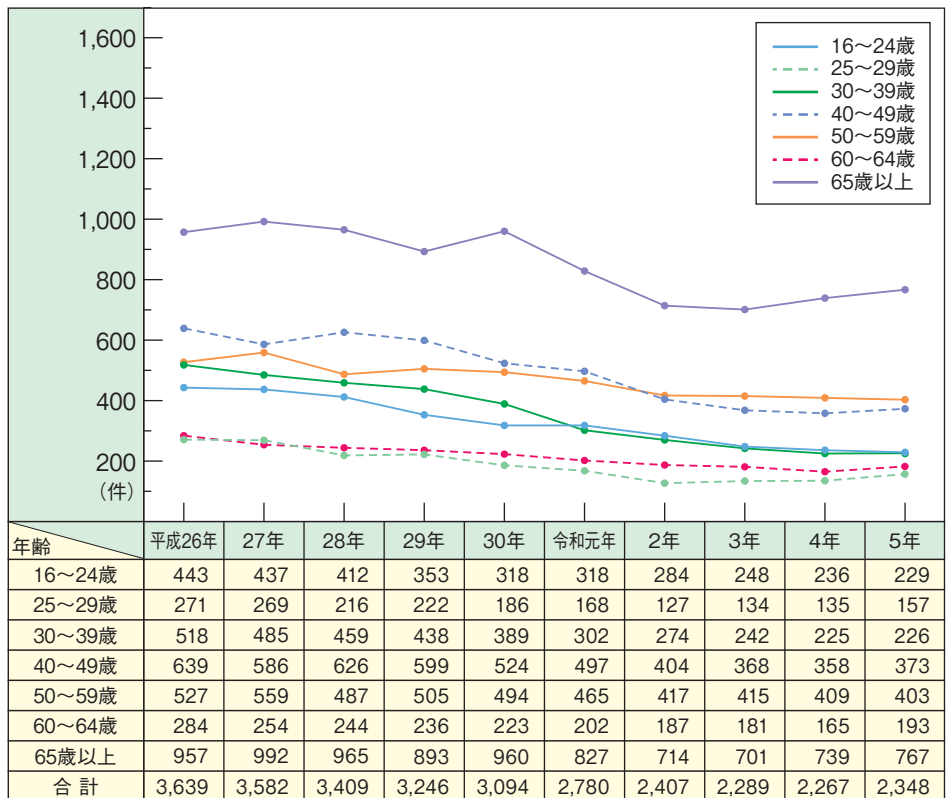


(3) 運転者の年齢

死亡事故件数を年齢層別に見ると、高齢者が最も多く、ついで50歳代、40歳代の順に多くなっています。前年と比較すると、16～24歳が最も減少しました。

若者の運転による死亡事故は、昭和50年代半ばから増加傾向にありましたが、平成2年（3,828件）をピークに減少に転じ、その後はほぼ一貫して減少し、10年間で3分の1以下となり、17年には30歳代を下回りました。一方、高齢運転者による死亡事故は、運転免許保有者数が10年間で約1.3倍に増加していることなどを背景に、全件数の約3分の1を占める高い水準にあり、20年以降連続して最大の年齢層となりました。中でも75歳以上は、より高い水準にあります。

年齢層別第一当事者（原付以上運転者）の死亡事故件数の推移



若年運転者の死亡事故を見ると、とくに正面衝突、出会い頭の事故が目立っています。無謀な運転をしたり、漫然とした運転をしたりする傾向があることが関係していると考えられます。

(4) 運転経験

運転経験別に見ると、経験年数が短い人ほど事故を起こす割合が高くなっています。これは、危険を予測する能力や安全運転をしようとする心構えが十分でないからといえます。

(5) 法令違反

死亡事故の要因となった法令違反の中では、漫然運転が最も多く、ついで安全不確認、運転操作不適の順になっています。しかし、若年運転者では最高速度違反が、高齢運転者では運転操作不適が最も多くなっています。いずれも運転者の心構えと、ちょっとした注意や危険予測で防げるものです。

要因別死亡事故発生状況（第一当事者）（令和5年）

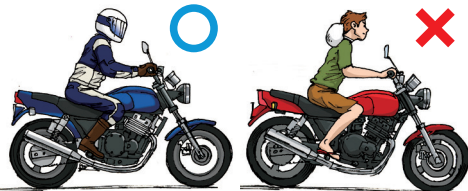
| 違反態様 | 構成比 (%) | 件数 |
|---------|---------|------|
| 漫然運転 | 17.2% | 403件 |
| 安全不確認 | 13.3% | 313件 |
| 運転操作不適 | 11.2% | 264件 |
| 脇見運転 | 10.9% | 256件 |
| 歩行者妨害等 | 8.2% | 193件 |
| 交差点安全進行 | 5.8% | 136件 |
| 信号無視 | 4.2% | 98件 |
| 最高速度 | 4.1% | 96件 |
| 通行区分 | 4.0% | 93件 |
| 優先通行妨害 | 2.9% | 69件 |
| 一時不停止 | 2.1% | 49件 |
| 安全速度 | 1.6% | 38件 |
| 動静不注視 | 1.6% | 37件 |
| 過労運転 | 0.9% | 21件 |
| 横断・転回等 | 0.6% | 14件 |
| 追越し | 0.6% | 13件 |
| 酒酔い運転 | 0.6% | 13件 |
| その他 | 10.3% | 242件 |

2 二輪車の露出性と傷害

二輪車は、全身が常に外部にさらされているため、事故を起こした場合は重大事故となる危険性が非常に高くなります。

(1) 服装など

- ㊶ 体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。
- ㊷ 他の運転者から見て、よく目につきやすいものを着るようにしましょう。
- ㊸ げたやサンダルなど、運転の妨げになる履き物をはいて運転してはいけません。
- ㊹ 夜間は、反射性の衣服または反射材のついた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。
- ㊺ 同乗者についても同様です。



(2) ヘルメットの着用

- ㊶ 乗車用ヘルメットをかぶらないで、自動二輪車や一般原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない人を乗せて自動二輪車を運転してはいけません。
 - 二輪車（一般原動機付自転車を含む）に乗っていて、事故で死亡した人の多くは、頭部のけがが致命傷となっています。
 - ㊷ 乗車用ヘルメットは、PS(C)マークかJISマーク*1のついたものを使い、あごひもを確実にしめるなど正しく着用しましょう。
- 工事用安全帽は、乗車用ヘルメットではありません。

*1

PSCマーク



JISマーク

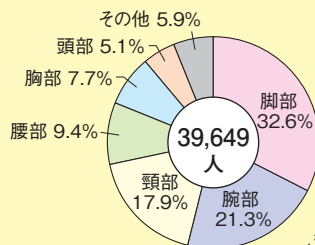


Pick up ピックアップ

交通事故による二輪運転者の傷害部位（全傷害）

脚部の負傷に注意

事故によるけがで最も多いのは、脚部（足）です。万一転倒した場合は、車両に巻き込まれないようにしましょう。

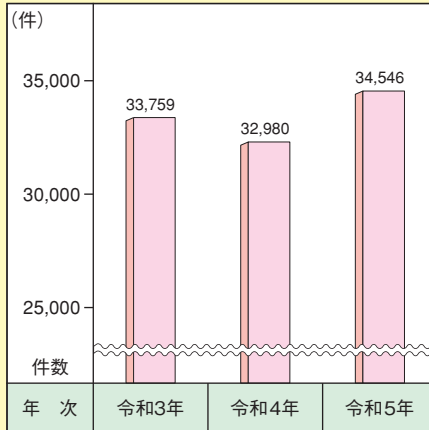


令和5年

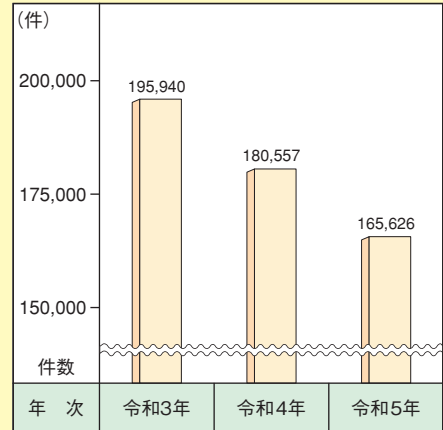
③ 行政処分

令和5年中の運転免許の取り消し件数は34,546件、停止件数は165,626件です。運転免許の取り消しに伴う欠格期間（免許を受けることができない期間）は、1年から10年までとされているほか、運転免許を取り消された人が運転免許を再取得しようとする場合は、取消処分者講習を受けなければなりません。運転免許の停止については、30日から180日までの処分日数があります。

運転免許の取り消し件数



運転免許の停止件数



※ 初心取り消し、病気等および重大違反 唆し等による取り消しを含み、申請取り消しを除く